

重要事項説明書

コッヨシ株式会社

訪問看護重要事項説明書

(令和7 年 8 月 5 日現在)

1 (コッヨシ訪問看護ステーション概要)

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	コッヨシ訪問看護ステーション
所在地	那覇市樋川二丁目2番18号1階
介護保険指定番号	4760190860
法人種別	株式会社
代表者	加藤 瑞規
電話番号	098-854-5678
サービスを提供する地域	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南風原町、与那原町、西原町、南城市、八重瀬町

(2) 職員体制と職務内容

管理者 1人

- ①管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ②管理者は、事業所の従業者に対し基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

看護職員 2.5人以上

看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、看護業務の一環としてのリハビリテーションの提供にあたる。

2 (事業の目的と運営方針)

(1) 事業の目的

コッヨシ訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 （事業所窓口の営業日及び営業時間）

（1）営業日・時間

営業日	月～日
休日	年末年始（12月31日から1月1日）

（2）サービス提供時間

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	営業日・営業時間帯に関わらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。 (利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)

※時間帯については、下記を参照してください。

- ・早朝・・・午前 6 時～午前 8 時
- ・夜間・・・午後 1 8 時～午後 2 2 時
- ・深夜・・・午後 2 2 時～午前 6 時

4 （サービス提供内容）

①看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

②医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③リハビリ援助行為

- ・拘縮予防
- ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）

④ご家族様・介護者に対して

- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

5 (利用料金)

- (1)利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2)利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3)交通費、及びキャンセル料については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。

6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の25日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※事業者指定口座：沖縄海邦銀行(コード0596) 西崎支店(047)
普通口座番号(300930) 口座名義 コツヨシ(カ)

7 (サービスの利用方法)

(1) サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。 契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを変更または中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

8 (緊急事態の対応方法)

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

9 (事故発生時の対応方法について)

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

10 （サービスの内容に関する苦情）

コッヨシ訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】	所在地 那覇市樋川2丁目2番18号 電話番号 098-854-5678 ファックス番号 098-854-5679 受付時間 8:30～17:30
【市町村（保険者）の窓口】	
那覇市役所	所在地 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話番号 098-867-0111
豊見城市役所	所在地 豊見城市宜保1丁目1番地1 電話番号 098-850-0024
南風原町役場	所在地 島尻郡南風原町字兼城686番地 電話番号 098-889-4415
八重瀬町役場	所在地 島尻郡八重瀬町字東風平1188番地 電話番号 098-998-2200
糸満市役所	所在地 糸満市潮崎町1丁目1番地 電話番号 098-840-8111
西原町役場	所在地 中頭郡西原町字与那城140番地の1 電話番号 098-945-5011
浦添市役所	所在地 沖縄県浦添市安波茶1-1-1 電話番号 098-876-1234
与那原町役場	所在地 島尻郡与那原町字上与那原16番地 電話番号 098-945-2201
南城市役所	所在地 南城市佐敷字新里1870番地 電話番号 098-917-5309
【公的団体の窓口】	
沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西3丁目14番18号 電話番号 098-860-9022（高齢介護係）
沖縄県介護保険広域連合	所在地 中頭郡読谷村字比謝町55番地2階 電話番号 098-911-7501
福祉サービス運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町4丁目373-1 2階 電話番号 098-882-5704

11 （衛生管理等）

第9条 事業者は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

12 （秘密保持等）

第10条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

13 （利益供与の禁止）

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

14 （地域との連携等）

事業所は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

15 （記録の整備）

1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

(1) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

(2) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

(3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

(5) 苦情の内容等に関する記録

- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない場合の記録
- (8) 主治の医師による指示の文書

16 (高齢者虐待の防止)

1 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

3 事業所は、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年1回以上実施する。

17 (認知症ケアについて)

事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組をおこなうものとする。

(1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者等に情報提供し、共に実践する。

(2) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する。

18 (業務継続計画の策定[新型コロナ発生時・災害発生時]について)

第17条

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

19（その他運営に関する重要事項）

1 事業所の職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するものとする。

2 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対し、指定訪問看護の提供をさせないものとする。

3 事業所は、看護職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後３ヶ月以内

（２）継続研修 年１回以上

4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項の文書等を交付して懇切丁寧に説明を行いました。

令和 年 月 日

名称 コツヨシ訪問看護ステーション

事業者 所在地 那覇市樋川２丁目２番１８号

説明者 氏 名 久場紳也

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 _____ 印

代理人 住所

氏名 _____ 印